

青森県医療費適正化計画（第二期）の概要

1 計画策定の背景

- 生活習慣病の予防を中心とした「県民の健康の保持の推進」また、良質かつ適切な「医療の効率的な提供の推進」により、医療費の適正化を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月に「青森県医療費適正化計画」を策定し、取組を進めてきました。
- 第一期計画（平成20年度から平成24年度）が平成24年度に終了するため、平成25年度を初年度とする計画を策定するものです。

2 計画期間

平成25年度～平成29年度（5年間）

3 計画の性格と位置付け

- 「青森県健康増進計画『健康あおもり21（第2次）』」、「青森県保健医療計画」及び「あおもり高齢者すこやか自立プラン2012（青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画）」と調和が保たれたものとしています。

4 計画の特徴

- 本計画では、「医療費適正化のための具体的な取組は住民の生活の質の維持及び向上を図るものであること」及び「国民医療費に占める後期高齢者医療費の割合が増加する超高齢社会の到来に対応するものであること」という国の「医療費適正化基本方針」の基本理念を踏まえて、目標を設定することとしました。
- 目標として、「喫煙防止対策」及び「後発医薬品の安心使用促進」を追加し、前計画では目標として掲げていた「療養病床の転換」については、療養病床の機械的削減は行わないこととしていることを踏まえ、目標として設定しないこととしました。

5 目標と医療費の見通し

- 目標

項目	目標	備考
県民の健康の保持の推進		
特定健康診査の実施率	市町村国民健康保険 60%以上、国民健康保険組合 70%以上、全国健康保険協会 65%以上、健康保険組合 90%以上、共済組合 90%以上、【対象者全体 68%以上】	イ
特定保健指導の実施率	市町村国民健康保険 60%以上、国民健康保険組合 30%以上、全国健康保険協会 30%以上、健康保険組合 60%以上、共済組合 40%以上、【対象者全体 45%以上】	イ

項目	目標	備考
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	25%以上減（平成20年度比）	ロ
喫煙防止対策	喫煙を習慣とする人の減少及び受動喫煙の防止 「青森県健康増進計画『健康あおもり21（第2次）』」の平成34年度の目標に向けて着実に取り組む。 <参考>「健康あおもり21（第2次）」の目標値 成人の喫煙率 男性23%以下、女性5%以下 受動喫煙防止対策（施設内禁煙）を実施している施設の割合 100%	ハ
医療の効率的な提供の推進		
医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮	一般病床 19.6日以下、療養病床 103.9日以下 精神病床 249.6日以下、【全病床 31.5日以下】	ロ
後発医薬品の安心使用促進	患者や医療関係者が安心して使用をすることができるよう環境整備を図っていくことを前提とした後発医薬品の使用促進	ハ

「備考欄」の記号は次のとおりです。

- イ 国が示した目標値と同じとしたもの：2項目
ロ 国が示した増減率等に合わせたもの：2項目
ハ 県独自のもの：2項目

○ 医療費の見通し

(億円)

	平成25年度(A)	平成29年度(B)	増減(B-A)
取組を行わないとした場合(a)	4,404	4,734	330
目標を達成した場合(b)	4,392	4,698	306
効果額(b-a)	—	▲36	—

※国から示された推計ツールを使用して算定

6 医療費適正化に向けた施策

(1) 医療費適正化に向けた施策

「青森県健康増進計画『健康あおもり21（第2次）』」、「青森県保健医療計画」及び「あおもり高齢者すこやか自立プラン2012（青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画）」による施策の推進

(2) 目標に向けた具体的な取組

ア 特定健康診査・特定保健指導の実施

普及啓発、集会的な契約の支援、人材育成、市町村への支援、データ等活用の支援

イ メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少

普及啓発、栄養・食生活の改善及び身体活動・運動の推進

ウ 喫煙防止対策

普及啓発、受動喫煙防止対策、禁煙支援

エ 医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮

医療機能の適切な分化・連携を進め、切れ目ない医療が受けられる効率的で質の高い医療提供を構築するための施策や取組の推進

オ 後発医薬品の安心使用促進

環境整備への取組、「青森県後発医薬品安心使用促進協議会」における後発医薬品使用促進にあたっての課題整理・方策検討、後発医薬品使用促進に関する事業の支援

カ その他

包括ケアシステムの推進、保険者の取組への支援等

7 進行管理と評価

計画作成、実施、点検・評価及び見直し・改善の一連の循環により毎年進行管理を行っていきます。また、計画の進捗状況の管理及び評価等にあたっては、「青森県医療費適正化計画に係る懇話会」の意見を求めていきます。

さらに、平成 27 年度に中間評価として計画の進捗状況に関する評価を行い、その結果を公表します。中間評価を踏まえ、必要に応じ、施策等の内容について見直しを行います。

計画の最終的な実績に関する評価については、平成 30 年度に行い、その結果を公表します。